

生活保護級地区分の見直しを求める意見書

級地区分は、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度である。

現行の級地制度は1987年(昭和62年)に、それまでの3級地を細分化し、6級地制(3級地6区分)として発足した。その際、各市町村の消費水準の測定結果により、区分ごとの格差は4.5%に設定され、全体の格差は22.5%となった。

さて、本町に隣接する相模原市と厚木市はいずれも1級地の2であり、3級地の1である本町とは3段階もの差がある。しかし、両市と本町とは同じ県央地域にあって生活圏を同じくし、今日においては都市化の進展で消費や生活の水準もほぼ同じレベルにある。こうした状況の中、平成の大合併で隣接する旧津久井郡4町が相模原市に編入され、級地区分が一举に1級地の2になった。あまりの不公平な対応、格差の拡大に当時、本町議会が是正を求める意見書を国に提出したことは言うまでもない。

本町のみならず、現行の級地区分が実態と著しく乖離しているとして、今日もなお全国の多くの自治体から見直しを求める要望が厚生労働省に寄せられている。厚生労働省もこうした現実を認識して、級地区分見直しの作業に着手し、去る6月25日に行われた社会保障審議会生活保護基準部会では、民間のシンクタンクに委託した調査研究を基に、生活保護基準における級地区分の検証が行われた。

生活保護の級地区分は、前回の見直しから30年以上が経過し、実態に合わないものになっている。特に、県央地域に位置する本町は近隣自治体との格差が著しく、是正を求める声も多い。

よって、政府におかれては、こうした格差を是正し、本町の生活実態に即した級地区分への見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 馬場 司